

時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会（第2回）
議事録

■開催日時：平成28年3月16日（水）17:00～18:15

■開催場所：官邸2階小ホール

■出席有識者：

山下座長、滝澤有識者、谷口有識者、名和田有識者、牧原有識者

■政府側出席者：

菅 内閣官房長官、松本 内閣府副大臣、酒井 内閣府大臣政務官、松山 内閣府事務次官、幸田 内閣府賞勲局長、嶋崎 外務省大臣官房儀典長、嶋田 経済産業省大臣官房長、岩田 内閣府公益認定等委員会事務局長

■議事次第：

- 1 外国人について
- 2 産業分野について
- 3 公益的な活動を行う民間団体について

■配布資料：

- 資料1 外国人叙勲の状況【内閣府資料】
資料2 外国人叙勲【外務省資料】
資料3 産業分野への栄典授与状況【内閣府資料】
資料4 企業経営者等への栄典授与について【経済産業省資料】
資料5 公益的な活動を行う民間団体への栄典授与の状況【内閣府資料】
資料6 公益法人制度について【内閣府（公益認定等委員会事務局）資料】

-
- 参考資料1 栄典制度の概要
参考資料2 平成27年秋の叙勲・褒章結果
参考資料3 時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会（第1回）議事録（案）

■議 事

○山下座長 官房長官は多少遅れるそうなので、お時間となりましたし、皆さんおそろいのおようですので、ただいまから第2回目の「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、奥山委員及び萩原委員は、所用により欠席されております。

それでは、早速ですが議事に入ります。

初めに、前回第1回の議事録（案）について、お手元の参考資料3としてお配りしております。既に事前に内容を御確認いただいていると思いますが、この案のとおり、公表してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山下座長 それでは、特に御異論がないようですので、この案のとおり公表させていただきます。ありがとうございました。

次に、議題1「外国人について」、まず、賞勲局から説明をお願いします。

○幸田賞勲局長 それでは、資料1を御説明申し上げます。

1ページのグラフは、平成15年以降の春秋叙勲における外国人の受章者数の推移でございます。昨年平成27年の授与数は、官房長官の御指示もあって、春85人、秋89人の計174人へと大幅に増加しております。昭和56年に春秋叙勲にあわせて定期的に外国人に授与を行うようになりましてから最も多い受章者数となっております。

1ページ目の下の（2）でございますが、日本人の授与数につきましては、毎回おおむね4,000名とする旨を総理決定によって定めておりますが、外国人の授与数につきましては目安を定めておらず、毎回外務省の意見を聞いて定めることとなっております。

次に、2ページをごらんください。（3）諸外国における外国人叙勲でございます。

最近3年間の外国人の平均授与数、上から日本がまず149件、フランスが1,847件、イタリアが358件、ドイツが200件、イギリスが53件、アメリカとカナダが各1件となっております。国によって大きな違いがございます。

一番右の欄に参考といたしまして各国の内国人への受章者数を記載しております。例えば、一番下のアメリカやカナダは、軍人への叙勲は多いわけですがけれども民間の内国人への受章者数そのものが少なくなっております。ベースとなる受章者数に国によって大きな違いがありますので、一概にこれを比較することはできませんが、フランス、イタリア、ドイツについては我が国と比べれば、外国人への叙勲を積極的に行っていると言っても考えられます。

次に、3ページ目でございます。

（1）の表にございますように、アフリカなど授与数の少ない地域もございます。

（2）でございますが、外国人叙勲の選考は、各在外公館からの推薦のほか、各省から外務省を通じて推薦する方法もございますので、このようなルートをさらに活用しつつ、

候補者推薦の裾野を広げていくことが考えられます。

最後に、下の3でございますが、海外の日系外国人・日本の在留外国人でございます。

これらの方々は、外国人の中でも特に我が国との関係が深い方々であり、各省から外務省への推薦ルートなども活用しつつ、積極的に授与を行っていく必要があるのではないかとということでございます。

内閣府からの説明は以上でございます。

○山下座長 それでは、続きまして外務省から御説明をお願いいたします。

○嶋崎外務省儀典長 外務省儀典長の嶋崎でございます。本日は説明のお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

資料2ということで準備させていただきましたので、それに沿って御説明申し上げます。

まず、外国人叙勲の外交における意義でございますけれども、こちらにございますとおり、我が国の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に寄与するなど顕著な功績を有する外国人に対する顕彰は、親日家の育成・拡大につながり、各国・各地における我が方の発信力の強化にも資する等、外交上の強力なツールとしての側面を有していると認識しております。

その下になりますが、外国人叙勲の種類でございますが、1つは功績叙勲で、これは日本人に対する春秋叙勲と時期をあわせて定期的を実施しているもの。もう一つ、外国人叙勲には儀礼叙勲というものがございまして、これは相互主義に基づいて、国賓等の来日の機会及び天皇皇后両陛下の外国公式御訪問の機会等、あるいは特定国の駐日大使、駐在武官の方々を対象になりますが、そういう方々が離任される際に実施しているものです。恐らく、この有識者懇談会で主として対象になるのは、上の功績叙勲のほうであろうと思います。

ちなみに、ここにグラフも載せておりますが、賞勲局長からも御説明いただきましたとおり、近年外国人叙勲受章者数につきましては、ここ2、3年をとりますと大幅に増加してきていると言えようかと思えます。

1 ページおめくりいただければと思います。

春秋外国人叙勲の特色でございますが、これは平成15年の総理大臣決定で春秋外国人叙勲候補者推薦要綱というものが決められておりまして、年齢についての基準がございます。外国人のうち在外にいらっしゃる方は、おおむね50歳以上、日本国内にいらっしゃる外国人の方につきましては、おおむね65歳以上という基準が課せられております。

2にございますとおり、叙勲の受章者分野では(1)のとおりでございます。(2)の出身国・地域でございますが、先ほど賞勲局長からも御説明いただきましたとおり、どうしても受章されている方々は欧米、アジア諸国が多くなっている。逆に、アフリカや中東はこれまでのところは少ない状況で、私ども外務省としましても、いわゆる地域バランスというか、これまで必ずしも多くなかったところの受章者を今後いかに増やしていくかが一つの課題であると認識しております。

ちなみに、地域の御紹介をいたしました。例えば国別で見ますと、受章国数の上位国で言いますと、1番がアメリカ、2番がドイツ、3番がフランス、4番が韓国、5番が英国、6番がロシア、7番が台湾、8番がブラジル、そして9番がインドネシア、10番がカナダとなっております。

叙勲者の勲等につきましては、3にございますとおり、受章者の方々が社会的に地位の高い方、それこそ元首相ですとか元閣僚等が多いことに鑑みまして、旭日大綬章を始め、平均しますと日本人叙勲者の方々よりも高い勲等を受章されている方が比較的多いと見ております。

4に、外務大臣表彰そして在外公館長表彰との連携というものがございますが、実は、ある時期におきましては、推薦者の発掘に難航したような時期もございましたが、この在外公館長表彰あるいは外務大臣表彰とのステップを踏んだ人たちをさらに叙勲者として推薦していくことなど、中長期的な叙勲計画等を立てた結果として、このところでは平均して1期あたり80名から90名程度、年間におきましては、先ほど御説明しましたとおり160名から180名程度の叙勲者を維持してきているということでございます。

その流れの中で次おめぐりいただきまして、外務大臣表彰についても簡単に御説明申し上げたいと思います。

外務大臣表彰は昭和59年から実施しているものですが、表彰の目的としましては、対外関係の諸分野において多大な貢献をなし、特に顕著な功績のあった個人及び団体が対象ですが、これは外国人、日本人を問いません。

表彰は、7月8日が外務省記念日と指定されておりますが、その7月にあわせて年1回実施してきているものでございます。

表彰の対象になれる方はここにありますとおりの方野でございますが、基本的には民間の草の根レベルの功労者の表彰を主たる目的にしておりまして、職務上の責務と関連性のないような対日功績の場合のみが審査対象となるために、例えば政治家等は対象外となるケースが多いかと言えます。ちなみに、必要な対日功績期間は5年と定めております。以前は10年ございましたけれども、最近では5年にしております。

もう一枚おめぐりいただけますでしょうか。

次に、在外公館長表彰でございますが、表彰の目的はここにありますとおり、在外公館の任務の遂行に協力し、特に推奨するに値する顕著な貢献又は善行を行ったと認められる個人及び団体に対する顕彰で、在外公館長の判断で適時実施ということになります。したがってこれは、特定の時期ですとか年間何回という回数が決まっているわけではございません。

こちらにつきましては、平成11年から実施してきているものでして、在外公館長の判断で適時実施するために、特に対日功績期間等も定めていない、かつ当然これは外国人も日本人も問わない形で実施しているものでございます。

こういう形で在外公館長表彰、そして、外務大臣表彰をしておりますが、ここのグラフ

にも入れておきましたとおり、こちらにつきましてもこのところ年々増えてきておりまして、叙勲そのものの中長期的な計画でも在外公館長表彰、あるいは外務大臣表彰を受けられた方々に対して、今度は叙勲を進めていく、このようにつなげていきたいと考えております。

もう一枚おめくりいただきまして、ここから4ページほど勲章伝達式及びそれについての広報についてのお話をさせていただければと思います。

冒頭申し上げましたとおり外交上の重要なツールとして活用するために、勲章伝達式として広報が非常に重要な役割を果たしていると思います。

そこで、8つの事例についてこちらに資料として用意させていただきました。勲章伝達式は、主として在外公館において親日である叙勲者への謝意表明及び日本に対する関心を高め、叙勲制度が二国間関係をアピールする機会となっております。

勲章受章者につきましては、叙勲決定時及び勲章伝達式等の場で現地メディアに対して広く広報しており、在外公館のホームページ等においても掲載しているということです。

具体的な例をごらんいただければと思いますが、1ページ上はソニア・ピカードさんというコスタリカの方ですが、国連の人間の安全保障諮問委員会の議長をされた方で、コスタリカの外務省において伝達式をさせていただいたものが現地の新聞等でも報道されています。

下は、インドネシアのソフィアン・ワナンディというインドネシアの経営者協会の会長ですけれども、これは大使公邸で行ったもので、やはり現地の新聞で取り上げられたものでございます。

次ページは、音楽とスポーツ分野の方の例でございますが、上は、ロシア人のオーケストラの指揮者でテミルカーノフさん。サンクトペテルブルク・フィルハーモニーの首席指揮者の方で、まさにフィルハーモニーの大ホールで勲章伝達式を実施させていただきました、それが現地の新聞でも報道されております。

下が、皆さん御存じの方多いかもしれませんが、アメリカ大リーグのピーター・オマリ一元ロサンゼルス・ドジャース社長兼オーナーの方で、これはドジャース球場、いわゆるドジャーススタジアムで勲章伝達式をさせていただきました。そこにドジャースでかつて活躍された野茂英雄さんも出席されましたし、それから大きな電光掲示板には、長嶋茂雄さんそして王貞治さんのからのビデオメッセージも紹介をさせていただいた形になっております。

3ページ目は、教育関係そして文化関係の方でございますが、上がアルジェリアのハセン・ラズレグさん、こちらはオラン工科大学の学長をされた方で、大学内の講堂で伝達式をさせていただきました。

下が、スペインの元レストラン「エル・ブジ」オーナー兼総支配人のアコスタさんですが、こちらは大使の公邸で伝達式をさせていただきました。

最後のページになりますが、上は、市民レベルの特に草の根、姉妹都市関係で御活躍い

ただきましたオーストラリアのスーザン・ロバーツさんですけれども、これは地元の市、タウンズビル市で伝達式をさせていただいたものが、日本の新聞でも取り上げられました。

最後に、先ほど賞勳局長からもお話がありましたように日系人の例ですが、テツオ・カワダさん、日系ブラジル人の方で、サンタ・ジュリアナ病院の院長を務められた方ですけれども、アクレ州のリオブランコ宮殿で州知事同席のもと伝達式をさせていただいたものが、現地においても大きく報道されたというものでございます。

このとおり、私ども外務省としましては、外国人叙勳を積極的に実施していきたいと思っております。なかなか現地政府のアグレマンがとれないですとか、それからもちろん、推薦者の発掘が思うようにいかない地域もあるような課題、改善点等がございますけれども、今後とも親日家の育成、拡大そして各国・各地における日本の発信力強化の一環として外国人叙勳制度を十分に活用していきたいと考えておりますので、本日も貴重な御意見等いただければと思っております。

どうもありがとうございました。

○山下座長 説明ありがとうございました。

それでは、ただ今のお二人の説明を踏まえ、外国人につきまして、委員の方から御意見、御質問等をお伺いしたいと思います。どなたからでも御意見のある方は、御発言をいただきたいと思っております。

それでは、谷口委員。

○谷口有識者 谷口でございます。

質問が1つと、コメントを申し上げたいと思っております。

まず質問ですが、儀典長に教えていただければと思うのですけれども、外国人の場合に、例えば40歳で4等賞をもらって、70歳になったら1等賞をもらうというような、1人の個人の重複受勳。これは諸外国に例があるのか、日本ではできるのか、これはいかがでしょうか。

○山下座長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○嶋崎外務省儀典長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり外国人の場合、在外にいらっしゃる場合は50歳以上ということですが、50歳ちょっとぐらいでもらわれて、さらにお年を召されてからもう一回さらに高い勳等の勳章を差上げた例はございます。

○谷口有識者 ありがとうございます。

ここで拝見する例などはとてもいい例で、広告効果が2倍、3倍という、いわゆる乗数効果を発揮できるものを選んでくださっていると思っております。

私が申し上げたいのは、ある種の原則の確認、これは3項目。次いで行動目標、アクションプラン、これが3項目とこんな感じです。

まず、原則の確認ということで、この場で皆様方と共有したいと思っておりますのは以

下の3項目でありまして、まず第1が、天皇陛下からいただけるという日本の栄典の価値の高さということを常に意識したい。これが1項目めであります。

2項目めは、人間には人から認めてもらいたいという認証欲求があると思うのですけれども、それに対する報酬ということで大いなるインセンティブになるのだということ、これも日ごろ忘れがちかもしれませんが、改めて確認したい。

3項目めは、広い意味での広報効果に、先ほどの例のような乗数的な影響が及ぶことを意図したい。これが原則的な確認事項として私が思いました点であります。

その上で、ではどういうアクションプランを立てたらいいのかということをも3項目申し上げさせていただきます。

まず1項目めですが、今、200に届こうという水準まで、菅長官のイニシアチブなどもあり到達していると思うのですけれども、野心的な数値目標というのもこの際掲げて、これを公表するかどうかは別ですけれども、内々の目標としては数値的なものを掲げておいたらどうかと思います。200ですから、300というのが妥当な線です。しかし、倍にしたと言えば世間はおつというかもしれません。もしそれを狙うなら400ということになるかもしれませんが、いずれにせよ数値目標。

2項目めが流れ、シーケンスの確立で、これも既に外務省からも御示唆がありました。公館長、外務大臣、さらに勲章ということですが、この流れ、おのずとできつつある流れだと思いますが、一種のマニュアル的なものとして頭の中に入れておけるものにしたらいと思います。

3項目め、言葉に語弊があるかもしれませんが申し上げますと、不必要な平等主義というのは余り賛成できません。世界を見回してこの地域が足りないからここを埋めようという発想よりも、やはり日本との関係においてありがたい国に重点的に配分すべしという、その重さの置き方についても確認をしてみたいものだと思います。不必要な平等主義はとらないということです。

もう一つ思い出しました、つけ加えますが、日本語の正式名称を何とか英語に直し、かつまたそれを頭文字として略記することによって、与えられた人が名刺の名前の後ろにすり込めるようにしてあげたいものだと思っております。よくイギリスの勲章をもらった人が名前の後ろに3文字のイニシャルで、何だかよくわかりませんがOBEだとかいうようなものを書いているのに接することがあって、やはり非常にうれしいのだろうと思います。もらった人に日本から勲章をもらえたのだということも伝わるわけで、それは少し工夫したいと。

以上、申し上げます。ありがとうございます。

○山下座長 どうもありがとうございます。原則論あるいは具体的なアクションプランについて具体的な御提起をいただきまして、議論の大変参考になると思いますが、外務省から今のことについて何か御意見を伺えますでしょうか。

○嶋崎外務省儀典長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思いますが、一つ原則の確認ということでは、まさに参与がおっしゃったとおりであろうと思います。

実は、広報効果の点でも、今まさにおっしゃられるとおり、我々から見てみても広報効果を比較的上げているかという例を御紹介させていただきましたが、できる限り多くのものについて、これだけ効果が上がるよう工夫していければと考えております。

数値目標につきましては、もちろん御議論をいただきまして適当なレベルのものを出していただければ、かつ在外公館に伝えることによって、在外公館の励みにもなると思います。ただ、余り野心的というか意欲的なものをいきなり示されましても、実現は難しいかと、したがって、中長期的な目標と短期的な目標などという形を御議論いただければいいと思います。

最後に、不必要な平等主義もまさにおっしゃるとおりだと思いますが、それでも実は、これまで少ないところで平等主義のために拾っていくというよりも、本来もっと差上げていいところ、それが例えば私ども在外公館の体制の問題だとか、あとは担当官のワークロードだとかノウハウの問題で十分発掘できていないような地域や国の人たちもいると思いますので、その辺は私どもとしてできる限り拾っていければと考えている次第です。

以上でございます。

○山下座長 牧原委員から何か御発言が。

○牧原有識者 私からはおおむね3点でございます。

1つは、叙勲受章者の勲等を見ますと、下の人たちの層が薄いのですが、ここはもう少し増やす可能性があるのではないかとございまして。その場合に、やはり在外公館での事務がかなり、ところによっては重い面もあるということも聞いております。ですので、そこはある程度簡素化できるところは簡素化して対応できる形をとったらどうなのだろうかということですが。

そして、在日の外国人の場合、おおむね65歳以上ということですが、ここは場合によってはもう少し低くすることはできないのか、例えば60歳くらいということはどういうこともあるかと思っております。

国内の場合に比べますと、横の比較をする契機は弱いと思っておりますので、その意味でもなるべく幅広く見られる形で、しかも過重な負担にならないような叙勲褒章受章のあり方を御検討いただければと思っております。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかの委員の方で御発言を。もしよろしければ官房長官始め、何か御発言があれば。副大臣。

○松本副大臣 一つ思いますことは、外国人叙勲を受けている方々が、日本国民にとって有名な方は少なく、この人たちが日本の叙勲を受けたのですよと言っても国民にとってはあまりピンとこないところがあるように思えます。ですので、日本国民にも広く知られている人に、幾つか象徴的に授与することができないのかと思いました。

それから、日本の文化についていえば、例えば日系1世の方々というのは、御存命の方が少なくなっておられるが、2世、3世の皆さんがブラジル、他郷の地において日本の文化を広め、又維持されているということであれば、それはそれで大変価値のあることだと思います。そういう方々への叙勲はどうなっているのでしょうか。

それから、例えば日本のJリーグの監督、オリンピック、ワールドカップ等々で成果を上げた監督は外国の方が多いです。そういう方々にも叙勲を授与できれば、国民の皆さんにもイメージが湧いて非常にいいのではないかと。

それから、外務省としては、戦略的に叙勲を活用することを考えているのか。日本のためにこの人は大事にしなければならない、というような方々に、外交上戦略的に叙勲をお出ししていく、そういうことについて考える余地があれば少し考えていただければありがたいと思います。

○山下座長 今の御発言について、先ほどの牧原委員の御発言も含めて、外務省なり賞勲局から何か。

○幸田賞勲局長 それでは賞勲局から、先ほど牧原先生からございました在日の外国人の場合の65歳を60歳にという御意見についてお答えします。これは今、日本人が基本的に70歳ということとのバランスで65歳としているものでございますので、ここでのさまざまな御議論を踏まえて、そういうほうがいいのではないかとということであれば、検討することはもちろん可能だと思います。

それから、副大臣からの御指摘でございます。国内に向けてこういう人たちに出しているということをもう少しわかるようにということでございます。申し訳ございません、賞勲局からももう少し丁寧に御説明すればよかったかもしれませんが、外務省からたくさん写真入りで載せていただいておりますもののほかに、春秋叙勲のタイミングで来日いただけます大綬章受章者あるいは重光章の受章者の方につきましては、宮中で陛下から親授、あるいは総理からの伝達を行っております。そういったことも含めて国内へも知らしめていく努力をしていきたいと思っております。

それから、スポーツその他さまざまな日本国内で貢献いただいている外国の方につきましては、全てを外務省にお願いするというのも難しい側面があると思っております。関係省庁の所管それぞれでさまざまな外国人がいらっしゃると思っておりますので、関係省庁とも連携しながら発掘をしていくことが必要なかと考えております。

○山下座長 外務省から、どうぞ。

○嶋崎外務省儀典長 今、賞勲局長からお話いただいて補足する形で副大臣からの御指摘についてお答え申し上げますと、1つは日系人の関係ですが、海外にいらっしゃる日系人の方で特に1世の方々につきましては日本人扱いになっていると思っておりますけれども、これは、最近も賞勲局からも御指摘いただきまして、改めて在外公館に日系1世の方々も叙勲に際して非常に重視すべきである、積極的に発掘するべきであるという形の訓令を出させていただきました。

それから、2世、3世の方につきましては、従来から私どもの叙勲についての訓令の中に重視すべきことを入れておりますが、特に日系人がたくさんいる中南米の大使会議等におきましては、個別に重要なテーマの一つとして議論をさせていただいて、在外公館長にも強く意識を持ってもらうようにしております。

今後の分野としましては、例えば日本企業の現地進出の支援であるとか、あるいはアフリカや中近東において日本のインフラ輸出ですとかODAの関係ですとか、さらには多様なエネルギー供給源の確保ですとか、そういう分野に焦点を当てるようにということを私どもも在外公館に連絡をとりまして、その辺の分野については積極的に活用するような形で考えているところでございます。

○山下座長 どうぞ、官房長官。

○菅官房長官 遅れて来て恐縮です。いろいろな議論があったかと思うのですが、私も外国人叙勲というのはまだまだ増やすべきだと思います。外国の方に叙勲を差し上げることは、やはり親日家の育成ですとか、あるいは海外で日本についての発信を後押ししていくため、非常に大きな意義があると思っています。なぜ私がそう思うようになったのかといえば、例えばフランスなどは、この人かと思う留学生や海外赴任中の官僚などに結構若い段階で叙勲を出しているのです。そして、その人たちを年に1回大使館に集めてフランスの現状を説明してフランスの応援団になってもらうということをやっているのです。一方、日本の叙勲はどうなっているか調べたら、申請書類が大変多いし時間もかかっている。日本人に対しての叙勲と外国人への叙勲は違う考え方でもいいのではないかと考えています。

それと、日本財団の笹川陽平さん、海外にずいぶん行っていますけれども、たくさんの勲章を受章しているわけです。受章すればやはり悪い気持ちはしないそうです。ですから、そういう外交活動、いろいろな貢献活動を通じて親日家の人にはできる限り出していく。それが日本のためになるのだから、そんな厳しい審査や、沢山の書類提出をさせなくてもいいのではないかという思いがあります。今回ぜひ外国人叙勲制度についても有識者の皆さんにいろいろな御意見を伺っていきたいのですが、今、外国人叙勲は、春秋叙勲と儀礼叙勲はどちらが多いのですか。

○幸田賞勲局長 春秋叙勲のほうが多いです。

○菅官房長官 そうですね。春秋叙勲についても少しは増えてきましたけれども、私はまだまだ考える余地があっているのかと、これは私個人の意見ですが、有識者の皆さんからの意見を参考にしながら、充実させる必要があるかと思えます。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からは。それでは、谷口委員。

○谷口有識者 重ねての発言をお許しいただきたいのですが、数値目標なのですけれども、野心的な高目の線を狙ってほしいと思うのです。その難しいのではないかと考えると、先にチャレンジすることで、先ほど副大臣もおっしゃった普段なら余り範囲に入らない、

しかしこの人は日本でも有名だし何度も日本に来ているしといったような、例えば有名なスターとか、そういう人にも差し上げてみようかということになるかもしれません。そうすると、もらった瞬間から親日家になることもあるかもしれませんよね。ですから、高目の数値目標を掲げることでレーダーが届く範囲を広くして、従来だったら余り考えなかったような人も拾えるというようになればいいと、その気持ちも込めて実は高目の数値目標をと申し上げました。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかに何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ、名和田委員。

○名和田有識者 私も全然外国人叙勲という分野については素人で、蛇足のような感想を述べるにすぎませんけれども、外務省から親日家の育成・拡充とか日本の発信力強化の外交上の強力なツールであると、非常に頼もしく思った次第でございまして。前回申しましたし、先ほど谷口有識者からも人間の名誉心というものに働きかけるということを重視された発言がございました。私は、名誉心は重要でかつ立派な心持ちだと思っておりまして、そこに働きかけるという形で外交的に日本の発信力を強化するということですよ。官房長官ももらって悪い気はしないと言われました。私ももらったわけではないけれども、例えば、おまえを留学した都市の名誉市民にしようかと思っていると言われただけでも物すごくうれしく思ったような次第でして、名誉心というのはそういうもので、そういうところに働きかける形で、非常に平和的な仕方で日本の発信をすると非常によいことではないかと思うので、抜本的に外国人叙勲を増やしてもいいのではないかと思います。

私、実はすごく貧乏性で心配しておりましたのは、費用が大丈夫だろうかということを考えていたのですけれども、必ずしも全員日本に呼んでいろいろな費用を負担して大々的にするという形ではむしろなくて、それぞれの国で、ささやかかどうかは知りませんが、お祝いをして叙勲をするということのようですので、過大な費用がかからないのであれば、こういう平和的な形で日本の発信をするというのは非常によいことではないか。

先ほど谷口有識者は、あしき平等はよくないとおっしゃいました。まさにそのとおりだと思うのですけれども、恐らく日本の国際的な役割を考えれば、今やや少ないところ、アフリカとかそういった地域でも本当は日本の果たす役割はあるはずで、そういったところにこういう形で発信をしていくというのは、もっともっとあってよいことではないかと思えます。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

よろしいですか、ほかには。

私から1点質問させていただきたいのです。外務省の資料の中に事例が幾つか載ってまして、それもすばらしいと思うのですが、この中になかったものですか。

日本に多大な投資をした企業の経営者の方が叙勲に含まれているのかどうかということ

なのです。と申しますのは、大英帝国勲章を見ますと5つランクがあって、ランクによって授与している方は大分ばらつきがあるのですけれども、第2番目のランクのKBEというところを見ますと、外国の企業家が大変多いのです。私、実は日本でこの事例に出ている方の英国大使館での伝達式に参列させていただいたのですが、結局英国にどのぐらい投資をしたかということが、大変大きな審査基準になっているようでして、その方の場合ですと、実は以前はCBE、第3順位だったのですが、追加投資をしたら上の第2順位のKBEに重複授与です。ですから、イギリスの経済にどの程度、どのぐらい貢献したかということを非常に重要視しているのです。

事例の中にそういったような例がないものですから。これから、観光でもインバウンドが我々の成長の原資になっていますけれども、日本に工場をつくってくれるとか、研究所をつくってくれるとか、日本に投資をしてくれる方にこういう表彰を与える。イギリスは、数は少ないのですが、非常に戦略的にたくみに使っているように見えたものですから、この辺どうなのでしょう。

○嶋崎外務省儀典長 ありがとうございます。

まさにこれから発掘していく部分だと思いますが、民間関係で言いますとむしろ、日系企業の現地の法人の社長さん、例えばホテルオークラのアムステルダムの社長さんですとか、あるいはインドですとマルチ・スズキ社の社長さんですとか、さらには日仏関係全般で言いますと、在日のフランスの商工会議所の会頭の方だとかには差し上げていますけれども、今おっしゃったとおり、対日投資そのものを日本の国益につながるという発想は、ひょっとしたらこれまでは抜けていたかもしれませんので、今後大いに発掘していければと思います。

○山下座長 御検討いただければと思います。

それ以外に何か皆さんから御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は、産業分野について議論をさせていただきたいと思います。

まず、賞勲局から説明をお願いいたします。

○幸田賞勲局長 資料3をまず内閣府から御説明いたします。

1ページのグラフは、平成15年以降民間分野への叙勲がどのように推移しているかというグラフでございます。少しずつ全体としては増加しておりますが、その多くが緑色の部分の消防団、民生・児童委員などでございます。黄色の部分の企業経営者、民間団体役員への叙勲件数はむしろ減少していることを示しております。

2ページにまいりまして(2)の表は、1ページの黄色の部分、企業経営者・民間団体役員の内訳を所管省庁別に示したものでございます。平成27年秋の叙勲におきましては、所管省庁別では、下から5つ目ぐらいになりますが、厚生労働省が139人と最も多くなっております。その内訳では、企業経営者としての叙勲はゼロで、全て医師会、薬剤師会その他食品衛生協会等々、医療や生活衛生にかかわる団体役員への叙勲となっております。

個別の企業経営者への叙勲という観点では、最も多いのは上から2つ目の金融庁の13人でございまして、その内訳は、各地域の地銀、信金、信組の経営者への叙勲となっております。

次に2ページの下の方(1)に企業経営者と団体役員という論点を掲げてございます。今の表でごらんいただきましたように、団体役員としての叙勲が355人と相当行われている一方で、企業経営者としての叙勲が43人と少ない状況にございます。特色ある企業の経営者への叙勲をもう少し増やしてはどうかということでございます。

3ページにまいりまして、その企業経営者の拾い上げる観点としまして、まず「新たな産業分野」や「知的財産」というような観点を掲げてございます。

3ページの表には、経済産業省や文部科学省から推薦をいただいた最近の事例を掲げておりますけれども、このような個別の企業経営者を今後の栄典授与において重視していくような方針を示してはどうかということでございます。

次に、3ページの下の方(3)でございます。地域の中堅企業・中小企業の経営者という論点を掲げております。地域経済の活性化、ふるさとづくり、あるいは観光振興などさまざまな分野で地域社会に貢献している中堅・中小企業がございまして、各省においてもさまざま大臣表彰が行われておりますので、それらも活用しながら授与数を増やしていくことは考えられます。

4ページ、最後のページに参考を掲げてございますけれども、平成27年秋の中堅・中小企業への叙勲の状況でございます。全体で22名にすぎないという状況でございまして、最も多い推薦省庁は、金融庁の13人となっております。

下の方に企業が表彰されている大臣表彰の例を示してございます。

内閣府からの説明は、端折りましたが以上でございます。

○山下座長 それでは引き続きまして、経済産業省から説明をお願いいたします。

○嶋田経済産業省官房長 お手元の資料4に基づきまして、経済産業省の企業経営者等への栄典授与状況について説明させていただきます。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。企業・団体の最高責任者の勲章授与の基準を示したものでございます。

まず、左側の企業社格の推薦でございます。これにつきましては、経済社会の発展に対する寄与が大きい企業かどうか、あるいは企業経営者として顕著な功績があるかどうかということで、ふさわしい勲章を判断しております。具体的には真ん中の矢印のところに書いてございますが、売上高、それから従業員数、これに加えて業界団体役員としての功績、あるいは経団連など経済団体役員としての功績、それから審議会委員などの公職における功績、これが基本的な指標として評価しているものでございます。

それから、平成15年の賞勲制度の改革に伴いまして中堅・中小企業の推薦ということで、左側の赤い枠の中でございます。これはいわゆるキラリ叙勲と言っております。売上高が小さい中堅・中小企業の経営者は、独自技術などオンリーワン企業、トップシェア企業等

として国内外で高い評価を受けている企業の経営者が数多くおられますので、これらの経営者に対していわゆるキラリ叙勲を検討できることになっております。

右側が団体格推薦でございます。団体格につきましては、団体役員は全国域、都道府県域、市町村域と分けまして、当該団体の長として顕著な功績に応じた勲章が授与されることになっております。なお、団体の長は、それぞれの地域で活躍をされております中堅・中小企業の経営者となっておりますので、先ほどのキラリ叙勲の要件を満たさない地域の企業経営者であっても団体役員として受章されております。

それから、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

これは、当省から栄典候補者を推薦するに当たりまして、産業界等にどのように周知を行い、推薦されてくるかというものを流れ図で示したものでございます。ごらんいただきますように、各業界団体に加えまして日本商工会議所あるいは地域の商工会連合会、中央会、商店街振興組合連合会等を通じて、全体では2,800を超える多数の団体に依頼し、叙勲対象となり得る候補者が漏れなく選出されるよう努めているところでございます。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。

このグラフは、経済産業省関係の企業経営者の叙勲受章者数の推移をあらわしてございます。一番下の緑が大企業の経営者、その下の紫はいわゆるキラリ叙勲を受けた中堅・中小企業の経営者、それから青の部分が団体役員の受章者でございます。実は、長引く景気の低迷などの影響で5年間例えば黒字を継続して上げていないと対象にならないものですから、経営者のところ、特に大企業の経営者が一時期は大きく落ち込んだ時期もございました。平成23年、24年とやや増加をいたしまして、その後はほぼ横ばいの傾向になっております。ただこれも、平成の一桁年代、叙勲制度の改革前に比べますと全体数としては3割から4割以上落ちた数になっておりまして、このところはどうに対応するかは、極めて重要な課題だと思っております。

大企業経営者への受章につきましては、グラフの下に3行書いてございます。景気低迷等から社長在任時の売上高減少や赤字決算。あるいは事故や不祥事など受章環境上ふさわしくない事案の増加。あるいは企業経営者であっても団体役員歴が必要なために会長、副会長等の主要企業経営者しか推薦されない、すなわちその当該団体内におけるむしろ序列が優先されて、下位企業が推薦されない傾向が見受けられるところでございます。これまで大企業経営者は売上高、あるいは業績のみならず団体役員歴、公職歴などをあわせ持つことで評価をしてきましたが、今後は、例えば先進的な技術開発、あるいは経営効率化、業績の伸長、雇用拡大、あるいは設備投資、こういった日本経済あるいは地域経済への貢献度合いに応じて総合的に評価できる仕組みがあればありがたいと考えております。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。

これは、先ほど賞勲局長から御説明のあった新たな産業分野、技術開発（知財）事例につきまして、最近このような形で新しい分野、ソフトウェア、電子コンテンツ分野等を中心に実績が出てきているということでございますが、詳細は省略させていただきます。

5 ページ目をごらんいただきたいと思います。

5 ページ目は、団体の種類別の団体役員を受章者数でございます。ここに点線がございますが、平成24年度春以降は単位商工会の会長を対象に拡大をいたしました。そのためにこのブルーの部分は増加をしております。その後はおおむね横ばいの傾向となっております。

商工会議所や商工会などの団体では、一定の年数を務めない対象にならないという運用がございますが、最近では役員の新年制や重任回数に制限を設ける傾向が強まっております。したがって、団体の役員歴は短くなっておりまして、商工会議所の女性会などは女性役員の新任期も短くなっておりまして、こうした実態に合わせて、叙勲対象となる役員歴、長歴も短くする見直しを検討していただければと考えております。

また、商工会議所、商工会は地方創生を担う重要な組織でございますので、今後の超高齢化という待ったなしの課題に直面する今日、役割は従来に比べても格段に増加していると考えておりますので、その地域の中でほかの公職に比べて商工会議所、商工会、あるいは経済人は少し低いのではという声もいろいろ伺っております。したがって、重責に見合ったより高い勲章の授与ができるような見直しを検討していただければありがたいと思っております。

また、現在は団体の長あるいは副が評価対象でございますが、いろいろな委員会活動を通じた地域貢献とかまちづくりにも献身的に取り組んでいる人を評価できる新しい仕組みを検討していただければありがたいと思います。

それから、6 ページをごらんいただきたいと思います。

これは、先ほど御説明いたしました中堅・中小企業を対象とするキラリ叙勲の受章者数の推移でございます。

青色が「元気なモノ作り中小企業300社」ということを中小企業庁で始めておりまして、それによって選出された企業の数をお示ししております。

経産省では、中小企業庁とか地方の局を通じまして候補者の発掘には努めておりますが、実はこれはなかなかニッチ市場でございまして、その下に書いてある評価の対象というところにはありますが、オンリーワン企業・トップシェア企業だということを示すための統計データはなかなか難しいところがございます。あるいは、中小中堅は経営基盤は脆弱でございますので、例えば5年間赤字でないことという要件を課すとそれに引っかかってしまう企業もかなり出てくるということで、今は、制度はあるけれども評価の対象にできる企業経営者が極めて限定されている現状にあると認識しております。

それから、右側の「推薦に係る困難性」のところの一番下でございますが、実は切実な話として、膨大な申請資料の作成をするには人手が足りないことが非常にありますので、こういったことも中堅・中小企業についてどうやって解決するかというのは非常に大きな課題だと思っております。

今後、より多くの地域で活躍する中堅・中小企業の経営者を評価の対象とするために、

例えば今の「元気なモノ作り中小企業300社」で選出された企業のうち、表彰後も地域貢献等を行っている企業経営者を積極的に評価するとか、あるいは必要となる統計データにかかわるものとして自治体やユーザー等、第三者からの評価、あるいは経済誌とか業界紙による特集記事による評価など、評価の範囲を広げて申請をしやすくすることを検討していただければと思っております。

私からは以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、産業分野につきまして皆さんから御意見を伺いたいと思います。どなたか。

○滝澤有識者 私は、経済を専門としておりますもので、その立場から申し上げさせていただければと思うのですが、資料3で御説明いただきました新たな産業分野や中堅・中小企業の経営者をより評価していくことは、非常に重要なことだと思います。具体的にどう評価していくかというのが今後重要なトピックになるかと思いますが、より評価をしていく姿勢は必要だと思います。というのも、積極的に投資を行っているような若い企業ですとかあるいは新しい分野の企業というのは認知度が低いので、例えば資金調達ですとか大企業と比べると難しいとも言われています。特に中小企業は、担保になるような資産が少ないので資金制約が強いともしばしば指摘されています。そのような環境で栄典というある種のクレジットが付与される、信用が付与されることによって必要なタイミングで資金調達ができるとか、必要なタイミングで投資が行えるようになって、それが地域の経済発展ですとか経済の好循環につながるのではないかと私は考えます。

ただ一方で、栄典を授与する側についてもジャストインタイムで企業評価を同時にしなければならないと思いますので、先ほどおっしゃっていたように、功績調書等の書類作成の事務負担のさらなる軽減もポイントになってくるのではないかと考えます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御発言ありますか。

○名和田有識者 私、産業分野につきまして、自分の専門としている地域コミュニティー研究からどうしても考えてしまうので、中小・中堅企業にどうスポットを当てるかということを考えてなるわけです。ちょっと荒唐無稽のことかもしれないかもしれませんがその場合はぜひほかの有識者の先生に、君、それは無理だよとおっしゃっていただきたいと思うのです。

まずは、ベーシックな発想としまして、経済産業省からの資料4の5ページのところで、例えば「長・副に限定することなく、委員会活動等により地域貢献活動や、まちづくりに献身的に取り組んでいる会員の評価を検討してはどうか」と。これは、前回ありました総務省でしたでしょうか、いわゆる合わせわざとおっしゃった、私も大賛成なのですけれども、こういう発想は今後、産業分野に限らずしていくべきだと思います。

その上のところに書いてありますように「役員の定年制や重任回数に制限を設ける傾向」

と。これは産業分野に限らず地域コミュニティー、自治会とかあるいは民生委員とかそういうところにも随分入ってきておりまして、したがって、今地域コミュニティーレベルでも、だんだん基準に満ちる人が減っていると思うのです。

こういうところを、やや形而下的な発想かも知れませんが、例えば副会長だったら0.9を掛けるとか、事務局だったら0.8を掛けるとか、そういったようなことで年数に算入することを考えていってはどうかと思います。こういう公的な制度の設計と運用という場合には、やはり客観的な年数というのが、一番説得力のある数値だと思うのです。基準がそれしかないとする係数を掛けて、必ずしも長とか副とかでなくても、そういう形で数値化をして広く対象にしていく。それが前回も申しましたように地域コミュニティーの実態にも合っていると思うのです。地域コミュニティーの中で、たまたまその人は地元の中企業の御曹司として生まれて、若いころは消防団もやり、PTAもやり。長ずるに及んで会社を継ぎ、そのときに保護司さんもやり、そういう形で地域に貢献していくわけですよ。そういうのを実態に即した形なるべく評価をするためには、まさに経済産業省の資料の5ページにありますような、こういう視点がほかの分野でも必要だと思います。

そこでもう一つ、荒唐無稽なことをつけ加えさせていただくと、今、自治会長とかあるいは保護司さんとか民生委員さんとか消防団とか申しましたけれども、経済産業省的なスコープには入っていないところについても、他のいくつかの省庁にまたがった社会的貢献を内閣府か何かのほうで集約していただいて、全体としての数値を出して栄典の授与の対象にしていくといったような仕組みができないものだろうかとも思います。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。あるいは今の発言に関して何かコメント等ありましたら。よろしいですか。

では、副大臣。

○松本副大臣 今は、とりわけ、東京一極集中がすごいです。地方の、都市と言えるかどうかわからない、過疎地と言っていいかもしれない地域で起業している、あるいは地域の雇用を創出している中小企業。葉っぱで何億という経済を興したり、昨今、太陽光発電等々で何でもない山野にパネルを置いて地域経済に貢献をするといった例があります。そのような、東京一極集中から地方創生に向かって努力をしている中小企業等にもぜひ光を当てていくべきと思っています。

○山下座長 ありがとうございます。

谷口委員。

○谷口有識者 質問になろうかと思いますが。

数字を拝見しますと、あえて言うと団体依存型というのですか、業界団体がしっかりしているところから推薦がたくさん出て、結果として選ばれるとなっていて、「受け」「待ち」なのだと思うのです。それに対して、特徴ある中堅・中小企業となると積極的に出て

行って探さないといけないという難しさがあると思うのです。しかし時代は、業界でくられるような業態、業種よりもそこから出て行って活躍する人が増えているはずですし、そういう人こそ栄典に浴するようにしてあげたいという気持ちもあるとするなら、外に出て行って探すことに伴う難しさがどういうところにあるのかということをご共々共有していただけたらいいかと思うのです。

○山下座長 嶋田さん。

○嶋田経済産業省官房長 おっしゃるように、今までの、特に経産省関係の叙勲で言うと、相当な数が出てきて、その中から査定をして公平性をメインにして絞り込んでいくプロセスだったのです。それがだんだん出すほうも少なくなってきましたので、それで結果として団体のほうが多くなっているということはあると思います。

先ほどの外国人の話もそうですが、攻めの叙勲みたいな発想をもっとやらなければならない。ただそのときに2つ多分ハードルがあると思っております、1つは、地方の局も含めてどう発掘するか、それがかつ公平でないと賞勲制度全体にもかかわりますので、そのバランスが経産省だけではどうにもならなくて、賞勲局さんとよく相談をしながらやっていくと。今回はそういうことをやるためのいい機会だと思っておりますので、いただいた御意見も踏まえて、私どもとしては積極的にやりたいと思っております。

○山下座長 よろしいでしょうか。

ほかにも多分、御発言を御希望の方がいらっしゃると思っておりますが、大分予定の時間を過ぎておりますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は「公益的な活動を行う民間団体について」の議論をしたいと思っております。恐縮ですが時間も押し迫っておりますので、かいつまんで御説明をお願いしたいと思っておりますが、まずは賞勲局から説明をお願いいたします。

○幸田賞勲局長 資料5を御説明申し上げます。

まずは1ページの表でございますが、各種の団体の役員への叙勲でございます。一番多いのは、その表の下から2つ目の「その他の個別法に基づく法人」でございます、134件で最も多くなっております。これは今の御議論とも関係いたしますけれども、商工会議所など職種別、業種別の団体への叙勲が最も多くなっております。

一方で、表の一番上の欄でございますが、公益社団法人、公益財団法人は、平成20年から新たな公益法人制度がスタートしておりますけれども、22件という状況で、2つ目にございます一般法人、あるいは一番下にあります任意団体と比べましても少ない状況にございます。公益性を有する法人の活動の評価をもう少し高めてもいいのではないかという論点でございます。

2ページにまいりまして、これは前回の御議論にも出ておりました団体や若者への栄典ということで、褒章の授与でございます。

上のグラフは、ボランティア等を対象とする緑綬褒章の推移でございます、ほぼ半数が団体そのものへの授与となっております。

下の表は、年齢別の褒章の受章者でございます。

20歳代の受章者がおりますが、これは人命救助の紅綬褒章でございまして、一番多いのは60歳代の受章者ということになっております。ただ、右側の叙勲の対象となります70歳以上への褒章受章も多くなっているという現状でございます。

2 ページ目の下から紺綬褒章について記載をしております。

3 ページ目の2行目でございますように、紺綬褒章は、公益のために資材を寄附し功績顕著なる者に授与することとされ、現在は、個人は500万円、法人は1,000万円以上が寄附の対象となっております。

3 ページのグラフ、平成になってからの授与状況でございますが、授与数は減少傾向にございます。

3 ページ目の下の(2)でございます。

紺綬褒章の対象となる寄附先は、下のほうに書いてございますが、①の国、それから地方公共団体のほか、公益団体ということで、内閣府への申請に基づいて認定をした86の公益団体に限定をしております。この公益団体の内訳、例えば公益法人は今22団体でございますが、公益法人数全体のわずか0.2%という状況でございますので、もう少し周知を図る等によって現在未指定の公益法人等を積極的に指定して、数を増やしてはどうかという論点でございます。

4 ページ目にまいりまして(3)でございます。「分納による寄附の取扱い」でございます。

現在は、3年以内の分納に限って紺綬褒章の対象とするということでございますが、昭和51年以前は年数の制限がございませんでしたので、この制限も外してはどうかと考えられます。

最後に、ふるさと納税との関係でございます。

いわゆるふるさと納税は、地方税法上は都道府県、市町村に対する寄附金のことでございますので、地方公共団体への寄附を行いますと、ふるさと納税として税の控除が受けられると同時に、500万円以上の寄附であれば紺綬褒章の対象にもなるという現状にございます。このため、仮にふるさと納税を紺綬褒章の対象外にしようとするすると、税法上の定義から言いますと、地方公共団体への寄附の全てを紺綬褒章の対象外にすることになるという関係にあつて、なかなか難しい現状にございます。

これに対して、来年度から導入しようとしております企業版ふるさと納税につきましては、特定の事業に対する寄附のみが対象で、通常の寄附と区別できますので、紺綬褒章の対象から除外してはどうかという論点でございます。

説明は以上でございます。

○山下座長 それでは引き続きまして、内閣府公益認定等委員会事務局から説明をお願いいたします。

○岩田公益認定等委員会事務局長 内閣府公益認定等委員会事務局長でございます。

まず、資料6に沿って順次説明してまいります。

まず1ページ目でございます。

公益法人制度の改革につきましては、皆様方御存じのとおりでございます。旧主務官庁制度の下で、いわば各省が丸抱えしていた公益法人を、新しい仕掛けでは公益認定法に基づきまして、国では内閣総理大臣、地方であれば都道府県知事が認定、監督をすることになっておりまして、公益認定等委員会などがそれにかかわっております。国の内閣府公益認定等委員会の名簿は、2ページに付けてございます。

公益法人は、従前の民法下では約2万4,000ございましたけれども、これが順次移行してまいりまして、現在では、3ページの下にございますように新公益法人としては、国所管が2,400、都道府県が7,000ということで、合計約9,400でございます。

では、どのような分野で活動をしているかということでございますけれども、4ページの左側のグラフをごらんいただきますと、多い順に、地域社会の健全な発展、児童・青少年育成、高齢者福祉と並んでいます。なお、国と地方ではバランスに特徴的な差がございまして、右の表のとおりになってございます。

特徴的な活動をしている法人の例をいくつか挙げますと、地域づくり、地域再生の分野では、それを支える人材・ヒトづくりという観点から、女性農業者、「ふるさとの達人」、高齢者、障害者などに着目した活動をしている法人。活動のためのお金の集め方、寄附者を募る方法として、「この指とまれ方式」という選び方をしている法人などがあります。

また、旧主務官庁制度の下では、公益法人は特定の省庁にぶら下がる形だったのですが、省庁を横断するような公益的な分野において活躍をしている法人も出てきました。

また、行政機関としてはどこが主管かよく分からない分野において、地域において公益的な活動をしている、しかもそれについては、地域の方々の継続的な寄附によって支えられている法人もあります。

次に税制との関係でございます。5ページをごらんいただきたいと思います。

旧公益法人制度の下では、税制の優遇が受けられる特定公益増進法人に指定されていた公益法人は非常に少なかったのですが、新公益法人制度になりますと、約9,000の公益法人全てが当然に、特定公益増進法人になるという形になっています。

それにより、5ページの下にありますように寄附金収入が順調に伸びてございます。

一方で、5ページ右側にありますように、1円も寄附をいただいていない、もらっていない公益法人というの、実は半分以上あるという実態になっています。

次のページを見ていただきますと、寄附金について、様々な税制改正要望等々を伺いまして、所得税につきましては、所得控除、税額控除の拡大、導入に努力してまいりましたけれども、6ページ右側の赤いグラフを見ていただきますと、いわゆる税額控除対象法人の要件を満たしておりますのは、約9,000法人のうちの約1割、935法人にとどまっています。

そこで、平成28年度税制改正の大綱におきまして、7ページにございますように、特に

地方の小さな法人であっても、寄附を100人以上から集めないと税制優遇を受けられない仕掛けだったものを、法人の規模に応じて最低10人以下の規模でも良いように段階的に緩和をすることを法案化し、現在国会で議論していただいております。

以上を踏まえて、我々から申し上げたいことについてまとめてみました。一番最後のページです。

1つは、公益法人のうち、地域社会の健全な発展の分野での活動する法人がかなり数がありますので、地域で地道な活動をやっている法人に、もっと光を当てていただければありがたいと思っております。

それから、複数省庁にまたがるような公益法人はなかなか拾われず、あるいは新しい公益法人制度の下で、所管省庁が無い公益活動分野で活躍する法人も現れてまいりました。このような公益法人についても、目を配っていただければありがたいと思っております。

それから、紺綬褒章との関係でございます。

先ほど、賞勲局からも御説明ありましたように、現在、新公益法人9,000のうちの22法人しか紺綬褒章の対象になってございません。これを地域で活躍する法人を中心に、拡大をしていただければありがたいと思います。

それから、紺綬褒章について申請・推薦の仕方でございますけれども、従前から、法人を通じて、所管省庁を通じて申請をするわけでございますけれども、対象が少なかったこともありまして多くの法人は手続等々についてよく分かっておりません。また、紺綬褒章を進達する所管省庁も、そのような手続きを従前あまりやった経験がありません。今後紺綬褒章の対象法人を拡大するに当たっては、推薦人の情報とか仕組みとか、そのような周知、宣伝というものについてきちんと整備していただければありがたいと思います。

以上でございます。

○山下座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方の説明を踏まえ、公益的な活動を行う民間団体につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等をお伺いしたいと思います。

それでは、御意見のある方どなたか。名和田委員。

○名和田有識者 何度も御発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

短くいたしますけれども、特に公益法人、NPO法人というか特定非営利活動法人も含めまして、税制上の優遇措置を受けていることは、それがお金云々ではなくて公益性のあかしであるわけですよね。ですから、それはなるべく広く拾うべきではないか。ですから、特定非営利活動法人についてもそれも含めてそこに寄附をされた方には紺綬褒章を差し上げる対象とするのがやはり適当なのではないか。特に今の社会経済情勢からすると、寄附文化の醸成が非常に重要になっている、私も横浜市でそういう委員会の委員長をさせていただいているのですけれども、そういう観点からしても、寄附文化を掘り起こすためには、特定非営利活動法人も含めて紺綬褒章の対象をもっといろいろな意味で広げていく、事務手続の件も含めて、そういうことが必要ではないかと思っております。

それから、ふるさと納税についての御説明が賞勳局からあったわけでございますけれども、私も専門家としてきちんと詰め切れないうまま発言しておるのですが、企業版ふるさと納税制度について、外すべきではないかということですが、私、ふるさと納税制度そのものについてやや疑念を持っていて、私の住む横浜市でも随分税流出があるのです。もちろん私が委員長をやっているよこはま夢ファンドというファンドは、確かにふるさと納税制度を使っているのですが、自分の住んでいる自治体に寄附をするのです。それから、ふるさと納税制度より以前から存在している仕組みでございます。そういう点からすると、余りふるさと納税制度について、ほかの地方公共団体に流出する形でのものを殊さらに奨励するのは、やや違和感がございまして、そういう観点からですけれども、賞勳局からの4ページの最後の御提案について私としては賛成でございます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

牧原委員からも、何か。

○牧原有識者 今日のお話ですけれども、今、公益法人の数が大体9,400ということで、うち22は秋の叙勲があったということです。春と秋を合わせると40から50という数は、私は母集団との関係では適正な数ではないかと思っておりますので、母集団が増えていくその増減に合わせて叙勲の数を考えていかないとバランスがとれないのではないかと思います。全体を見ながら広げる場合でも数をしっかり見ていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

褒章ですけれども、緑綬褒章といったものを積極的に活用して、団体をできるだけ拾っていくことは必要ではないかと思います。

そして、紺綬褒章についてですが、支援の仕方として寄附は、私は重要だと思っておりますので、これは維持しながらふるさと納税、除外してはどうかという御提案がありましたけれども、これは除外するのが筋ではないかと考えております。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかに御発言ございますか。

今の御発言について、賞勳局から何か御意見ございませんか。

○幸田賞勳局長 本日御欠席されておりますが、萩原先生にも事前に御説明を差し上げたときに、やはりNPOを始めとして紺綬褒章の存在がまだ知られていないのではないかという厳しい御指摘もありました。これは、法制度所管の部局ともよく相談をさせていただきながら、まずは賞勳局で団体に周知をして、どうすれば指定ができるのかということをお伝えしていく必要があると考えております。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかに何かこの意見に関しまして。公益認定等委員会はよろしいですか。

特に御発言がないようですので、それでは、本件につきましてはこれで終了したいと思います。

長時間にわたりましてありがとうございました。予定の時間になりましたので、これを持ちまして本日の懇談会を終了させていただきたいと思えます。

第3回目の会合につきまして、賞勲局から説明をお願いします。

○幸田賞勲局長 第3回目の会合でございますが、4月18日月曜日に開催したいと考えております。具体的な開催時間や場所などは、別途御連絡をさせていただきます。

○山下座長 ありがとうございます。

なお、本日の議事要旨につきましては、事務局から意見照会をさせていただきますが、時間も限られておりますので、最終的には座長の私に御一任いただきますようお願いいたします。議事録につきましては、後日皆様に御確認をいただき、次回の懇談会において了承をいただいた上で公表する予定としております。

また、報道等に対するブリーフィング及び取材につきましては、事務局で対応させていただきますので、御承知おきいただきますようお願いをいたします。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございました。これで散会といたします。

どうもありがとうございました。